



今こそ「ONE TEAM」となり、JR産業に集うすべての仲間の雇用と生活を守ろう

2021年 3月 1日

日本鉄道労働組合連合会

JR九州労組 第3回団体交渉

労使の主張が平行線を辿り交渉が難航

要求実現を求める組合に対し、会社は従来の主張を繰り返すのみ！

JR九州労組は2月26日、2021年春季生活闘争の第3回団体交渉を行った。当日は、申20号「2021年度新賃金等の要求」の諸手当と福利厚生関係を中心に協議した。

交渉で会社は、55歳以降の基本給支給率の撤廃や高年齢者の処遇改善について、「55歳以降の賃金や嘱託再雇用制度は、これまで幾度となく見直しを行ってきており、現時点で見直す考えはない」と否定。手当の拡充や新設についても、「手当の金額は他社と比較しても遜色はない。特殊勤務手当については、2007年の人事・賃金制度改正の際に、勤務に対する特殊性を考慮して支給することで整理しており、作業の特殊性に対する手当を新設する考えはない」と従来の主張に終始した。そして、都市手当の見直しについては、「都市手当は、物価、業務量、住居費の差、その他の指標の差等を総合的に勘案した上で設定しており、仮に見直すとなると、現在受給している者からの合意も得にくい」として、否定的な考えを示した。

地域社員及び嘱託再雇用社員の寮・社宅への入居対象拡大や、住宅援助金の支給については、「地域社員は通勤エリア内での採用を前提としており、要求の趣旨はそぐわない。嘱託再雇用社員は、持家の推進を図っている中で、退職までに社宅を退居する前提で制度設計を行っており、入居対象を拡大する考えはない」と従来の主張に終始。新型コロナウイルス感染拡大防止に資する研修の在り方については、「感染症の状況を踏まえながら、国や自治体の動向を見極めつつ必要な対策を行った上で、一部でオンライン研修を導入するなど、必要な研修は実施している」と述べた。

その他、嘱託再雇用社員の休日増や労働時間短縮等を求めたものの、会社は「時短や休日増については、要員に直結し所要も大きくなることから見直しは困難である」と従来の主張を繰り返した。

この間の団体交渉において、労使の主張は平行線を辿り難航しているが、JR九州労組は引き続き、組合員・家族の負託に応えるべく、粘り強く労使協議を積み重ねていくこととしている。